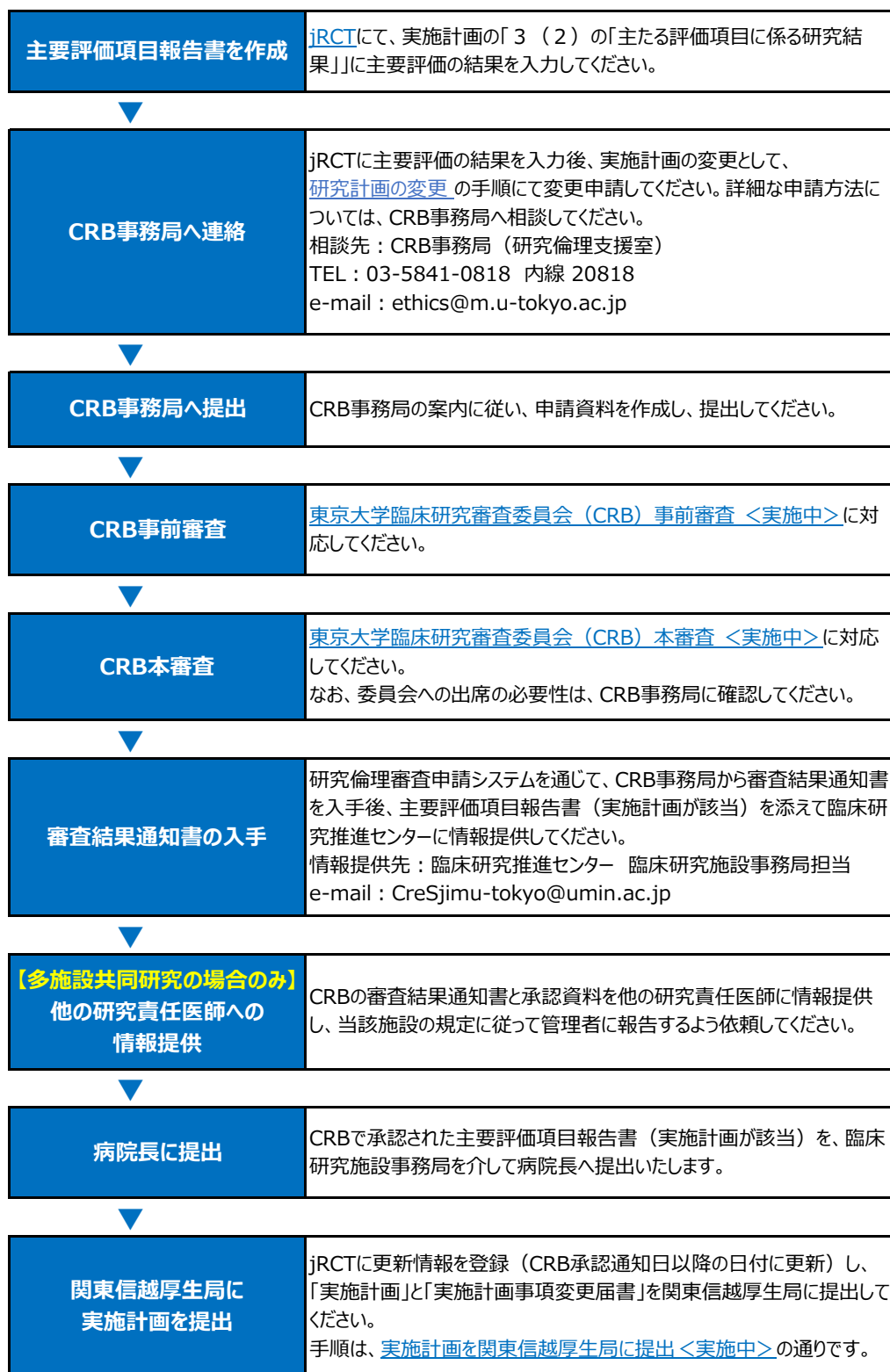


主要評価項目報告書の提出

研究責任医師は、主要評価項目に係るデータ収集が完了した場合は、実施計画（jRCT）の内容を変更する方法にて主要評価項目報告書(実際には、実施計画の「3（2）の「主たる評価項目に係る研究結果」」が該当）を作成してください。

ただし、主要評価項目に係るデータ収集が、すべての評価項目の収集と同時期であり、かつ総括報告書を作成した場合は主要評価項目報告書の作成は不要です。



【多施設共同研究の場合のみ】 他の研究責任医師への 情報提供	主要評価項目報告書（実施計画が該当）をjRCT公表した旨を他の研究責任医師に情報提供し、当該施設の規定に従って管理者に報告するよう依頼してください。
---	--